

平成28年3月31日
公益社団法人石川県畜産協会

公 告

生産者積立準備金（償還円滑化積立金該当分）の返還について

肉用子牛生産者補給金制度における償還円滑化積立金については、肉用子牛生産者補給金制度における生産者積立準備金等の取扱いに関する指針（以下「指針」という。）第1の3の（2）の規定により平成28年3月31日をもって生産者積立準備金へ繰入を行ったところです。

この償還円滑化積立金が措置されてから20年以上の歳月が経過しており、特に平成11年度までの分は返還先の特定が困難な状況にあります。該当すると思われる者は、支出の証拠となる資料を協会に提出いただきますようお願いいたします。

申し出がない場合は、指針第2に（4）のウにより対応いたします。

記

1. 該当基金名 生産者積立準備金（償還円滑化積立金）
2. 金 額 10,240,312円

以上